

大館市農業委員会総会議事録

令和2年11月12日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和2年11月12日(木)午後2時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名(18名)					
1番	渡邊 久留美	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
2番	石山 元一	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
3番	阿部 重信	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
4番	斎藤 重春	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
5番	小林 大樹	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名(1名)					
6番	小畑 純市				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	佐々木 金義			
	次長	佐藤 正樹			
	係長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	9番	藤盛 久登		10番	菅原 一成
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 25 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 56 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 57 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 58 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、小畑 純市 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 9 番 藤盛 久登 委員、議席番号 10 番 菅原 一成 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(10月総会～11月総会)について
- ・報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 56 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

8 ページをお開き願います。

議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 11 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、9 ページの No.72 から 10 ページの No.76 までの 5 件で、地目は田が 25,840 m²、畑が 3,750 m²、面積合計は 29,590 m²となっております。

譲受の事由は、No.72、No.74、No.75 が「経営拡張」、No.73 が「持分移転」No.76 が「受贈」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 5 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 56 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 56 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 57 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページをお開き願います。

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 2 年 11 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、12 ページのNo.25 の 1 件で、地目は畑、面積は 360 m²になります。

転用の目的は、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は JR 花輪線東大館駅の南、約 500m 地点に位置する市街地の区域内にある農地であり、都市計画法の規定する用途地域内の農地であることから、第 3 種農地と判断しますので、許可については問題ありません。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準について

ですが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.25 の位置図及び配置図は 13、14 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.25 の現地調査の結果を議席番号 5 番の 小林 大樹 委員よりご報告願います。

5 番

5 番の小林 大樹です。

議案第 57 号のNo.25 につきまして、去る 11 月 4 日に小畑 純市 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 13 ページの位置図になります。

この場所は、大館神明社正門から市道大館舟場線を舟場方面へ 250m ほど進み、市道南神明町小館花 3 号線に左折し、350m ほど直進し市道小館花 3 号線と交差する十字路を右折し 50m ほど進んだ左側農地で、地目は畑、休耕地として管理されておりました。

14 ページの配置図にありますように、一般住宅を建築する計画であります。

用地造成については、表土を 30 cm 除去し、45 cm の砕石盛土を行う予定です。

東側、南側には境界ブロックを設置することで土砂の流出を防ぎ、北側、西側は市道側溝があり、グレーチング蓋を設置し、雨水の流入、車の出入り等、容易にする計画です。

雨水排水は砕石敷きによる地下浸透、自然流下としていますが、大雨時には北側、西側市道側溝への流入を想定しています。

また、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、小林 大樹 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 57 号

について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 57 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 58 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

議長

15 ページをお開き願います。

議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 2 年 11 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

16 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 8 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所一 10 の 1 件で、地目は田、面積合計は 11,132 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 58 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 58 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 30 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 11 月 12 日

議 長

議事録署名委員 9 番

議事録署名委員 10 番

農地法第3条調査書

議案第56号 No.72	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市字観音堂・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市下代野字家後・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市本宮字八兵エ岱・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人以外の者が耕作していたが、譲受(借)人が規模拡大のため取得することに伴い貸借を解約し、本申請に至ったものである。本件は、権利取得後も営農に資する計画であり、営農周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月7日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第56号 No.73	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市東台三丁目・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市東台三丁目・・・・ 埼玉県川口市幸町1丁目・・・・	持分5分の1 ○○○○ 持分5分の1 □□□□
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市東台三丁目・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月7日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第56号 No.74		(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市雪沢字積ヶ岱・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		仙台市宮城野区東宮城野・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市雪沢字石沢・・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月7日、斎藤重春 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第56号 No.75	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字出川道上・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		川崎市宮前区宮崎5丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字淀市・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月1日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第56号 No.76	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市片山字天神・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字赤川・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月31日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)